

## 『しがぎん』キャッシュカード規定（個人以外のお客さま用）

### 1.（カードの利用）

(1) 普通預金について発行した『しがぎん』キャッシュカード（ビジネス用）（以下「カード」といいます。）は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

① 株式会社滋賀銀行（以下「当行」といいます。）および当行がオンライン現金自動預入機の共同利用による預金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入業務提携先」といいます。）の現金自動預入支払機（以下「自動機」といいます。）を使用して普通預金（以下「預金」といいます。）に預入れをする場合。

② 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払業務提携先」といい、「預入業務提携先」と「支払業務提携先」を合わせて「提携先」といいます。）の自動機（現金自動支払機を含みます。）を使用して預金の払戻しをする場合。

ただし、第9条第8項に規定する届出をされている場合は、当行が規定する「他行自動機基準」に該当する自動機（振込機を含みます。）を使用した「第3条に規定する預金の払戻し」および「第5条に規定する振込」をすることはできません。また、全国の地方銀行およびゆうちょ銀行を除く提携先の自動機を使用して預金の払戻しをすることはできません。

③ 当行の自動機を使用して預金を払戻し、同時にその払戻金を当座勘定、普通預金（払戻口座を除きます。）、定期預金または自動積立定期預金に預入れる（以下この扱いを「振替」といいます。）場合。

④ 当行および提携先のうち当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「カード振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる自動機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合。

⑤ その他当行所定の取引をする場合。

(2) カードの利用において、当日中の下記取引の総合計額が当行所定の金額または第9条第7項に規定する届出を受けた金額（以下「1日あたりの支払限度額」といいます。）をこえる場合、当日中に限り下記取引は利用できません。また、当月（毎月1日から末日まで、以下同じです。）中の下記取引の総合計額が当行所定の金額または第9条第7項に規定する届出を受けた金額（以下「1カ月あたりの支払限度額」といいます。）をこえる場合、当月中に限り下記取引は利用できません。

① 第3条に規定する「自動機による預金の払戻し」

② 第4条に規定する「自動機による振替」

ただし、払戻口座と同一口座開設店の同一名義口座への振替取引は含まれません。

③ 第5条に規定する「振込機による振込」

### 2.（自動機による預金の預入れ）

(1) 自動機を使用して預金に預入れをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードまたは通帳（預入業務提携先においてはカード）を挿入し、現金を投入してください。

(2) 自動機による預入れは、自動機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行または預入業務提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

### 3. (自動機による預金の払戻し)

- (1) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による払戻しは、自動機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。  
なお、1日あたりの払戻しまたは1カ月あたりの払戻しは、第1条第2項に規定する「1日あたりの支払限度額」または「1カ月あたりの支払限度額」までとします。
- (3) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

### 4. (自動機による振替)

- (1) 当行の自動機を使用して振替をする場合には、自動機に払戻口座のカードおよび入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証と振替金額を自動機の画面表示等の操作手順に従って入力してください。この場合、払戻口座の通帳、払戻請求書および入金口座の入金票の提出は必要ありません。
- (2) 前項の操作においては、自動機の画面に表示された振替依頼の内容等を確認のうえ操作手順に従って確認操作をしてください。確認操作された後は、自動機による振替の訂正・取消はできません。訂正・取消が必要な場合には、窓口営業時間内に取扱店の窓口にご相談ください。
- (3) 自動機による振替は1円単位（ただし、定期預金および自動積立定期預金への振替は千円単位）とし、1回あたりの振替は、当行所定の金額の範囲内とします。  
なお、1日あたりの振替または1カ月あたりの振替は、第1条第2項に規定する「1日あたりの支払限度額」または「1カ月あたりの支払限度額」までとします。

### 5. (振込機による振込)

- (1) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の操作においては、振込機の画面に表示された振込依頼の内容等を確認のうえ、ボタン等により確認操作をしてください。確認操作された後は、振込機による振込の訂正・組戻しはできません。訂正・組戻しが必要な場合には、窓口営業時間内に利用した振込機の取扱店（以下「取扱店」といいます。）の窓口にご相談ください。
- (3) 振込機による1回あたりの振込金額は、当行またはカード振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込金額または1カ月あたりの振込金額は、第1条第2項に規定する「1日あたりの支払限度額」または「1カ月あたりの支払限度額」までとします。
- (4) 振込金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額および同条第3項に規定する振込手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その振込はできません。
- (5) 振込機による振込依頼をした後に、通信機器、回線またはコンピュータ等の障害その他のやむをえない事由により振込金の入金不能または入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。

## 6. (自動機利用手数料等)

- (1) 自動機を使用して預金の払戻しまたは預入れをする場合には、当行および提携先所定の自動機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の払戻し・預入れ時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻し・預入れをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払いますが、自動機利用手数料の一部を当行が負担する場合があります。
- (3) 当行の振込機を使用して振込をする場合には当行所定の振込手数料を、またカード振込提携先の振込機を使用して振込をする場合にはカード振込提携先所定の振込手数料をいただきます。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしでその払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行からカード振込提携先に支払います。

## 7. (自動機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により当行の自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が自動機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に住所、氏名、電話番号および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼票を提出することにより振込の依頼をすることができます。なお、カード振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。

## 8. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の自動機、通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、払戻した金額と自動機利用手数料金額および振込手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。

## 9. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失った場合には、直ちに本人から書面によって当行に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当行に届出てください。
- (3) 氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面その他の方法によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。
- (4) 暗証の変更は、前項によるほか、当行の自動機を利用して随時行うことができます。
- (5) カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求める場合があります。
- (6) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

- (7) 1日あたりの支払限度額または1カ月あたりの支払限度額は、当行所定の金額の範囲内で変更することができます。この場合には、本人から書面その他の方法により当行に届出てください。
- (8) 当行が規定する「他行自動機基準」に該当する自動機（振込機を含みます。）を使用した「第3条に規定する預金の払戻し」および「第5条に規定する振込」を希望されない場合は、本人から書面その他の当行所定の方法により当行に届出てください。

#### 10.（暗証照合等）

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (2) 当行が、カードの電磁的記録によって、自動機または振込機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したのものとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金の払戻しをしたう例えば、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用またはその他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行および提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードまたは盗難カードによるものであり、カードおよび暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、このかぎりではありません。
- (3) 当行の窓口においてカードを確認し、第7条第3項の内容の一致を確認して取扱った場合も前項と同様とします。

#### 11.（自動機・振込機への誤入力等）

自動機・振込機の使用に際し、金額・口座番号等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の自動機またはカード振込提携先の振込機を使用した場合の提携先およびカード振込提携先の責任についても同様とします。

#### 12.（解約、カードの利用停止等）

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを口座開設店に返却してください。なお、当行普通預金規定により預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを口座開設店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
  - ① 第13条に定める規定に違反した場合
  - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
  - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

#### 13.（譲渡、質入れ等の禁止）

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

14. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定および振込規定の定めにより取扱いま  
す。なお、カード振込提携先の振込機を使用した場合には、当行振込規定に代えて、カード振込  
提携先の定めにより取扱います。

15. (規定の改訂)

(1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当な事由があると認  
められる場合には、変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を予め当行ホームページに  
よる公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるもの  
とします。

以上

(2020 年 4 月 1 日現在)